

令和 8 年度「地域活動支援事業」実施要項

1. 目的

人々の生活スタイルや生活ニーズが多様化する中で、地域の福祉課題(生活課題)に対して住民自らが主体となって解決に導く取り組みが注目されています。

黒石市社会福祉協議会は、町内会や地区社協が住民のニーズや地域の特色を活かして取り組む地域活動への支援をとおして、誰もが住み続けたいと思える“住民参加による福祉のまちづくり”を推進します。

2. 実施主体

社会福祉法人黒石市社会福祉協議会

3. 対象団体

- (1) 黒石市内の町内会(単独)
- (2) 黒石市内の町内会(複数の町内会の共同)
- (3) 地区社会福祉協議会
- (4) 本会が認めるその他の団体等

※上記の団体が地域関係団体(地区民児協、老人クラブ、学校、子ども会、地区コミュニティセンター等)と共催で行う事業も対象とします。

※町内会、地区社協の申し込みは2事業まで。共同開催については各町内1回に数えます。

※(4)本会が認めるその他の団体等の申請については、団体が位置する町内の申請として数えます。

※同一事業で「地域歳末たすけあい募金の配分事業※12月～1月」との同時申請はできません。開催時期によって効果的に助成金を活用いただけるよう事前にご相談ください。また、他の助成事業との同時申請はできませんのでご了承ください。

4. 助成対象活動の種類 ※事業の詳細(具体例)(別表)を参照ください

(1) 高齢者の“生きがいと生活を守る”ための事業

- ① ふれあいサロン(高齢者を対象としたサロン活動)
- ② ふれあい除雪事業(一人暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯を対象とした除雪)
- ③ 誕生日訪問(一人暮らし高齢者の誕生日に祝い膳、記念品を持参し訪問)

(2) 住民を対象とした“懇談会”“講座”の開催

- ① 福祉懇談会(地区又は町内の住民を対象とした座談会)
- ② 地域づくり、まちづくり、福祉等に関する講座開催
- ③ 福祉支援者のための研修会(役員研修会等)
- ④ 災害時研修会(地区社協が中心となり、災害時備品、食料品等の備蓄)

(3) 住民を対象とした“住みよいまちづくり事業”

- ① 災害時要援護者ネットワーク事業(災害時における町内の連携確認や非常用備品)
- ② 子育てサロン(子育て中の親子を対象としたサロン活動)
- ③ 住民交流会(高齢者と町内住民の恒常的な世代間交流)

(4) 上記の他、「地域高齢者を対象」とした事業、「住民に対する福祉意識啓発」「地域防災」「地域安全」「福祉教育」等を目的とする独自の活動で、本事業の趣旨に沿った事業

5. 事業実施期間

- ・令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日(単年度)

6. 交付申請

- (1) 別紙申請書【様式 1】 【様式 2】 により申請してください。
- (2) 申請は 6 月 1 日から 1 月 31 日まで受付します。
※受付期間内であっても予算配分額に達した段階で締切ります。
- (3) 諸事情により開催できなかつた場合は、返金を求めることがあります。

7. 交付決定について

黒石市社会福祉協議会が助成金交付申請書を審査し、二週間を目途に可否を決定、申請団体に通知します。決定後、申請月の翌月 25 日に助成金交付を予定しています。

8. 実績報告について

- (1) 地域活動支援事業助成金を交付された団体(町内会、地区社協)は事業が終了後 1 ヶ月以内または令和 9 年 3 月末日までに、別紙実績報告書【様式 3】 【様式 4】 を提出してください。
- (2) 事業の記録写真 2 枚程度(できる限り日付のついたもの)と領収書(コピー、レシート可)を提出してください。

9. 実施における留意事項(事務的な調整や支援について)

- (1) 黒石市社会福祉協議会は、実施団体に対して下記の支援を行います。申請前の役員会や具体的な企画に関する会議など、出向きますのでお気軽に相談ください。
 - ① 開催までの流れや具体的な実施に関するアドバイス
 - ② 必要な遊具や機材の貸し出し
 - ③ 講座や懇談会開催における講師等の紹介、斡旋
 - ④ 他の団体の実施状況や具体的な取り組み方法などの情報提供
 - ⑤ 地域福祉・住民活動などについて市社協職員を講師として派遣
- (2) 事業啓発のため取材へ伺うことがありますのでご了承ください。
※上記に関わらず、実施に向けての詳細等については下記まで問い合わせください。

10. 実施主体(申請・報告・問い合わせ先)

黒石市社会福祉協議会(黒石市境松一丁目 1 番地 1)
TEL: 0172-52-2674 FAX: 0172-53-2756 Mail: fureai@kuroishisyakyo.or.jp
※黒石市社会福祉協議会のホームページより、申請書・報告書一式をダウンロードできます。

11. 事業の詳細(具体例)

※別表の事業から選択して申請ください。また、下記の事業例を参考に町内会や地区社協の現状・住民のニーズに基づいた独自の事業についても受け付けます。

(1) 高齢者の“生きがいと生活を守る”ための事業〈予算額：446,000円〉		
事業名	助成金額(円)	事業要件・助成金使途
① ふれあいサロン	(年度中2回～3回開催)：5,000 (年度中4回以上開催)：8,000	【要件】単独町内又は複数町内の共催 ○対象：65歳以上の一人暮らし高齢者 ：65歳以上の高齢者夫婦 ○回数：年度中、2回以上の開催必須 【使途】 ※備品は対象外です ・消耗品費 ・食材費 ・茶菓子 ・謝礼 ・保険料 ・切手 ・光熱水費 等 ※以前申込みいただいた町内(団体)も申請可
② ふれあい除雪事業	(地区社協) 初回申請：20,000 2回目：18,000 3回目：15,000 (町内) 初回申請：15,000 2回目：12,000 3回目：10,000	【要件】町内(複数共催含む)又は地区社協 ○対象：65歳以上の一人暮らし高齢者世帯 ：65歳以上の高齢者夫婦世帯 ○内容：近所や町内で除雪ボランティアを登録し、間口の除雪及び生活道路の確保 (ただし屋根の雪下ろしは含みません) ※対象者からの利用料徴収必須 【使途】 ※備品購入のみは対象外です ・消耗品費 ・食材費 ・茶菓子 ・除雪用具 ・保険料 ・打合等に関する経費 ・切手 ・光熱水費 ・燃料費 等
③ 誕生日訪問	初回申請：15,000 2回目：12,000 3回目：10,000	【要件】単独町内 ○対象：一人暮らしの高齢者 ○内容：町内会役員等による訪問 祝い膳等の提供 【使途】 ※備品は対象外です ・食料費 ・茶菓子 ・記念品材料 等

【留意事項】

○本事業はより多くの団体に活用していただきたいことから、令和元年度の申請状況を基準とし、1事業につき3回(3年)までとします。ただし、①「ふれあいサロン」については、町内会でのサロン活動の開催を重点的に推進するため、3年目以降も助成します。

○高齢者は65歳以上としています。事業の内容や地域の現状に合わせて、対象の範囲内で設定していただいても結構です。

(例)③誕生日訪問の対象者は、人数や予算を考えて「70歳以上」「75歳以上」にするなど。

(例)②ふれあい除雪の対象は、地区・町内の高齢者の現状を考えて「65歳以上の一人暮らし」のみを対象とするなど。

※申請書・報告書について記入方法がわからない場合は、お手伝いいたします。
お気軽にお問合せください。

(2) 住民を対象とした“懇談会”“講座”の開催 〈予算額：250,000円〉

事業名		助成金額(円)	事業要件・助成金使途
①	福祉懇談会	(地区社協) 初回申請：10,000 2回目：8,000 3回目：5,000	【要件】町内(複数共催含む)又は地区社協 ○対象：町内会員及び地区住民 【使途】 ※備品は対象外です ・消耗品費 ・食材費 ・茶菓子 ・保険料 ・切手 ・光熱水費 等
②	講座 ・地域づくり、まちづくり、福祉等に関する講座開催 等	(町内) 初回申請：5,000 2回目：4,000 3回目：3,000	【要件】町内(複数共催含む)又は地区社協 ○対象：町内会員及び地区住民 【使途】 ※備品は対象外です ・消耗品費 ・食材費 ・茶菓子 ・謝礼 ・保険料 ・切手 ・印刷費 等
③	福祉支援者のための研修会 (役員研修等)	初回申請：10,000 2回目：8,000 3回目：5,000	【要件】町内(複数共催含む) ○対象：町内会役員、福祉関係役員等 【使途】 ※備品は対象外です ・消耗品費 ・茶菓子 ・謝礼 ・保険料 ・切手 ・印刷費 等
④	災害時研修会	(地区社協) 初回申請：20,000 2回目：20,000 3回目：20,000	【要件】地区社協 ○対象：地区社協役員、福祉関係役員等 【使途】 ・備品、備蓄品の購入(テント、ダンボールベット、保存食、ストーブ等) ・消耗品費 ・茶菓子 ・謝礼 ・保険料 ・切手 ・印刷費 等 ◇上記の他、備品について別途助成あり※要相談

(3) 住民を対象とした“住みよいまちづくり事業” 〈予算額：200,000円〉

事業名	助成金額(円)	事業要件・助成金使途
① 災害時要援護者ネットワーク事業	(町内) 町内世帯数 ・100世帯以下 10,000 ・100～200世帯 15,000 ・200世帯以上 20,000 ※初回、2回目、 3回目同額助成	【要件】 町内(複数共催含む) ○対象：町内会員及び住民 ○内容(1)緊急避難時の備品、食料品等の備蓄 (2)地区住民、関係者の研修会 ※(1)(2)を組合わせての実施で助成とします。 (2)については、本会にご相談ください。 【使途】 ・消耗品費 ・食材費 ・茶菓子 ・保険料 ・備品、備蓄品の購入(保存食、ストーブ等)
② 子育てサロン	初回申請：8,000 2回目：6,000 3回目：3,000	【要件】 町内(複数共催含む) 又は地区社協 ○対象：子育て中の親子 ○回数：年度中、2回以上の開催必須 【使途】 ※備品は対象外です ・消耗品費 ・食材費 ・茶菓子 ・謝礼 ・保険料 ・切手 ・光熱水費 等
③ 住民交流会	初回申請：10,000 2回目：8,000 3回目：5,000	【要件】 町内(複数共催含む) ○対象：高齢者と住民の交流会 【使途】 ※備品は対象外です ・消耗品費 ・食材費 ・茶菓子 ・謝礼 ・保険料 ・切手 ・印刷費 等